

## 新事業：定住促進奨励金

# 家を建てたら申請を忘れずに・・・

転入者の定住促進と町内在住者の転出抑制を図るために、町内に住宅を新築、購入又は増改修した場合の費用に対し奨励金を交付します。



Q：対象住宅は？

A：次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 居住用床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 床面積の 1/2 以上が居住用
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日以降に取得又は改修の契約をした住宅

※ほかの要件もありますので担当課でご確認をお願いします。



Q：交付対象者は？

A：次の要件のすべてに該当する者。

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日以降に住宅取得又は改修した者で定住していること。
- (2) 町内に住民登録をしていること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。転入者は、転入前の町税等に滞納がないこと。
- (4) 奨励金の交付申請者本人が、所有権の 5 割以上を有していること。
- (5) すべての居住者が暴力団員等でないこと。
- (6) 自治会活動及び地域活動への参画に同意すること。



Q：奨励金の金額は？

A：住宅新築・購入の場合・・・(取得経費－500 万円) × 1/10

上限金額 100 万円 (空き家バンク利用者は 120 万円)

住宅改修の場合・・・・・・・・(改修経費－100 万円) × 1/10

上限金額 50 万円 (空き家バンク利用者は 60 万円)

申請件数が多く、予算を超える場合は按分します。

空き家バンク利用者には、家財搬出経費に係る補助もあります。

原則として町内業者を利用するものとする。



Q：申請方法は？

A：住宅の工事完了後、必要書類をすべてそろえて町へ提出します。



Q：受付期間は？

A：今年度は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日まで。

(これ以降は、次年度に申請をお願いします)

問い合わせ先 総合政策課まちづくり戦略室 電話 38-2659